

## 定 款 (抜粋)

### (組織および人格)

第3条 本所は、法(：金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。))に基づく会員組織の法人であり、会員相互の信用と協力を基礎とする。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第7条 本所の会員は、正会員及び特別会員とする。

2 前項に定める正会員については、一般正会員及び特定正会員に区分する。

### (会員の業務内容)

第8条 正会員は、金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。次項において同じ。)であって、本所の市場における有価証券の売買を重要な業務とするものでなければならない。(ただし書き以降省略)

### (会員代表者)

第10条 会員は、本所の承認を受けて、その代表取締役又は代表執行役(会員が外国の金融商品取引業者である場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者)のうちから、本所において当該会員を代表するのに適当な者1人を、会員代表者に定めなければならない。ただし、北海道内に本店がない会員は、札幌市に所在する支店の支店長又はこれに相当する者をもって、代表取締役又は代表執行役に代えることができる。

2 会員と本所との関係においては、会員代表者のみが当該会員を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、本所に届け出た代行者をして行なわせることができる。

(第3項・第4項 略)

### (出 資)

第14条 正会員の出資金額は50万円とし、特別会員の出資金額は5万円とする。

### (会 費)

第15条 会員は定額会費及び定率会費を、それぞれ本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。

(第2項～第5項 略)

### (信認金)

第17条 正会員は100万円、特別会員は2万円を、信認金として、本所が定めるところにより、本所に預託しなければならない。

2 会員は、第45条の規定による公告を行なった日(特別会員については脱退承認の日)から6か月を経過した後でなければ、信認金の返還を請求することができない。

## 第5節 会員の加入

### (会員加入申請)

第 38 条 会員になろうとする者は、本所が定めるところにより、会員加入申請を行わなければならない。

2 本所は、会員加入申請を受理したときは、会員加入申請者の商号及びその会員代表者となろうとする者の氏名を各会員に通知する。

### (会員加入の承認)

第 39 条 会員加入の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。(ただし書き 略)

2 本所が会員加入を承認したときは、本所は、期日を指定し、会員加入申請者をして、会員出資金及び加入金の払込み、入会金の納入、清算資格の取得手続(清算資格を新たに取得しない場合にあつては、第 25 条及び第 26 条により必要な清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定)並びに信託金の預託その他本所が定める会員加入手続を履行させるものとする。

3 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込みを要しない。ただし、特定正会員から会員持分を譲り受ける一般正会員への加入申請者は、加入金の払い込みを要するものとする。

(第4項・第5項 略)

6 加入金の額は、本所の財産を基準として、本所が、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その都度定める。

7 入会金の額は、本所が理事会の決議により定める。

(第8項 略)

9 会員加入申請者が第2項に定める手続を期日までに履行しないときは、その会員加入申請を取り下げたものとみなす。

### (会員加入の日)

第 40 条 会員加入申請者が前条第2項及び第3項の規定による手続を履行したときは、同項の規定により本所が指定した期日の翌日から、本所の会員となる。(ただし書き 略)

2 本所は、会員加入申請者が前項の規定により会員となったときは、その旨を各会員に通知し、かつ、公告を行うものとする。

(第3項・第4項 略)

## 第6節 会員の脱退

### (会員脱退申請)

第 41 条 会員が本所から脱退しようとするときは、本所が定めるところにより、会員脱退申請を行わなければならない。

2 本所は、会員脱退申請を受理したときは、会員脱退を申請した会員(以下「脱退申請会員」という。)の商号および会員代表者の氏名を、各会員に通知する。

### (脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)

第 46 条 会員は、会員脱退の日から1か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻しを受けることができない。

(第2項 略)

3 本所が脱退一般正会員(かっこ書き 略)に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。ただし、当該脱退正会員が現に払い込んだ出資金及び加入金の合計額を限度とする。

(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額(当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額)を、当該直前の事業年度末における一般正会員(かっこ書き 略)の数で除した額

(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日の前日現在の一般正会員数で除した額

4 本所が脱退一般正会員(特定承継金融機関等である一般正会員に限る。)、脱退特定正会員及び脱退特別会員に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により、その都度定めるものとする。

#### (残余財産)

第107条 本所が解散する場合で、その債権、債務のすべてを清算したのち残余財産があるときは、解散決議現在の一般正会員(特定承継金融機関等である一般正会員に限る。)、特定正会員及び特別会員にその出資金額を限度として、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により定める額を返還し、その残額を解散決議日現在の一般正会員に均分する。

---

「定額会費の額」(定款の内規)

(定額会費の額)

第2条 定額会費の額(月額)は、次のとおりとする。

(1) 正会員 基本割額、資本金割額及び事業年度受託売買代金割額との合計額

a 基本割額 25万円

ただし、特定正会員は100分の50を乗じた額とする。

b 資本金割額

資本金区分		金額
1億円以上	50億円未満の場合	5万円
50億円	100億円	10万円
100億円	500億円	15万円
500億円		20万円

c 事業年度受託売買代金割額

事業年度受託売買代金区分		金額
300億円未満の場合		5万円
300億円以上	5兆円未満の場合	10万円
5兆円	10兆円	15万円
10兆円	15兆円	20万円
15兆円	20兆円	30万円
20兆円		40万円

( (2)は特別会員のため略)

(算出の時期)

第4条 第2条の規定による定額会費の算出は、毎年1回、4月に行う。ただし、同条第1項第1号aに定める基本割額の区分は、毎月1日現在の現況によるものとする。

(第2項 略)

(算出の資料)

第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々事業年度における有価証券報告書、事業報告書又は業務及び財産の状況に関する説明書の有価証券の売買の状況により行う。

(第2項 略)

---

「定率会費の算出基準及び徴収標準率」(定款の内規)

定款第 15 条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

正 会 員

上場有価証券の区分	算出基準	徴 収 標 準 率
株券(優先株を含む。)及び新株予約権証券	売買代金	市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の 1.19 立会外取引の市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の 1.19
転換社債型新株予約権付社債券	売買代金	市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の 0.39
転換社債型新株予約権付社債券を除く債券	売買数量	市場内売買における売付け又は買付けごとに額面 100 円につき 2厘4毛
証券投資信託の受益証券	売買代金	市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の 0.12

---

(定款第 39 条第7項関係)

「 入 会 金 の 額 」(定款の内規)

定款第 39 条第7項の規定に基づく入会金の額は、次のとおりとする。

入会金は、30 万円に消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。

---

(定款第 40 条第 2 項及び同第 45 条第 1 項関係)

「定款施行規則」

(会員加入等に係る公告費用)

第6条の3 定款第 40 条第2項及び第 45 条第1項に規定する公告に係る費用は、当該会員が負担するものとする。

---

※ 本所の定款及び諸規則はホームページに掲載しております。ご参照ください。